

環境教育基本指針の策定について(概要)

1 概 要

「京都市環境基本計画（2016～2025）」では、長期的目標 4「環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり」において、持続可能な社会をつくるうえで、最大の鍵となるのが人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境とのつながりや、環境保全についての理解を深めるための教育及び学習といった環境教育を、ライフステージに応じて系統的かつ総合的に推進するとともに、各主体による環境保全活動の協働取組を広めていく必要があることを記載している。

このことを踏まえ、その具体的な取組の方向性を示すものとして、「環境教育基本指針」を本年度中に策定する。

2 指針策定の背景

(1) 環境教育等促進法の改正

国は、平成 23 年 6 月に、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」を制定し、新たに「環境教育及び協働取組に関する行動計画」の作成を、都道府県及び市町村の努力義務として定めた。

(2) 本市における環境教育の取組・課題について、

本市では、これまでから、環境政策局が所管する各種事業や教育委員会（学校現場等）において、様々な普及啓発や環境教育に取り組んでいる。

一方、これらの取組を一層効果的に実施していくためには、統合的な方針の下、共通の目標・方向性を定める必要がある。

また、民間で実施されている取組を把握し、市民への情報提供の充実を行うことにより、環境教育・学習の参加の機会を、より多く、より身近なものとする必要がある。

参考 本市が実施している環境教育の例

- ・ 京エコロジーセンターにおける環境教育
- ・ 「エコ学区」「ごみ減量推進会議」等の活動（環境学習会の開催の取組等）
- ・ 「親子生きもの探偵団」等の自然体験
- ・ 教育委員会と連携した「こどもエコライフチャレンジ」「環境副読本の活用」「クリーンセンターや水環境保全センターの見学」等の学校における学習